

令和8年5月28日
子ども・若者部
児童相談支援課

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に 関する協議

1 主旨

杉並区児童相談所開設（令和8年11月予定）に伴い、児童養護施設等の利用に伴い必要となる措置費の支払いにかかる事務について、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、児童相談所を設置する特別区全体で一元的に行うための共同処理組織に杉並区を加えるため、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約を変更する。

規約の変更について、港区、文京区、品川区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区と協議するため、地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、令和8年第2回区議会定例会に議案を提出する。

2 規約変更について

(1) 変更内容

共同処理組織を共同設置する特別区に杉並区を加える。

(2) 変更規約施行日

令和8年11月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年 6月 第2回定例会提案（変更規約）

令和8年11月 変更規約の施行

別紙

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を変更する規約

改正案	現行
<p>(共同設置する特別区)</p> <p>第1条 港区、文京区、品川区、世田谷区、<u>中野区</u>、<u>杉並区</u>、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区(以下「関係区」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。</p>	<p>(共同設置する特別区)</p> <p>第1条 港区、文京区、品川区、世田谷区、<u>中野区</u>、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区(以下「関係区」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。</p>

附 則

この規約は、令和8年11月1日から施行する。